サポート制度（補償制度）のご案内

●松原営業所　TEL 072-337-1145

●河内長野営業所　TEL 0721-56-4560

●深井営業所　TEL 072-230-2201

●奈良営業所　TEL 0745-77-1200

●和泉営業所　TEL 0725-56-7400

サポート補償制度は３種類ございます

■レンタカーサポート⇒P2～P5

レンタカー使用中の車両損害及び
賠償責任事故が発生した場合に、
ご利用いただけます。

■動産サポート⇒P6～P7

レンタル機械を使用中に発生した
不慮の事故により、レンタル機械が
破損した場合にご利用いただけます。

■賠償責任サポート⇒P8～P9

レンタル機械を使用中に発生した
不慮の事故により、レンタル機械が
破損した場合にご利用いただけます。
※ナンバー無し建設機械が対象です。

・サポート期間	弊社出庫日から弊社入庫日までの期間
・サポート料	別掲
・お客様ご負担金（免責金）	補償制度対象事故の際、一事故毎に必要となります （対物損害と車両損害がある場合は両方必要となります）
・休業損害（休車損害）	レンタル機械・車両の損害で全損・修理期間等が 発生した場合の休業損害については、別途請求させていただきます
・保険契約	サポート制度は弊社（リンク）が契約者となり、お客様を被保険者として損害保険会社と保険契約を結んでおります （レンタカーは車両保険に加入しておりません）

レンタカーサポート

レンタカー使用中における車両損害事故及び対人・対物
賠償責任事故が発生した場合にご利用いただけます。

レンタカーサポート（補償）内容

対人賠償	無制限
対物賠償	2,000万円
搭乗者傷害	1,000万円

※１　搭乗者傷害保険は入院・通院が５日以上になった場合６万円支払われます。
また、骨折等の重傷の時は保険会社の給付金支払い基準に従い別途加算支払いされます。

・お客様ご負担金（免責金）

		軽自動車・ダンプ1t〜3t トラック・ライトバン	高所作業車	4tダンプクラス
対物賠償		10万円	10万円	15万円
車両損害	一部損害	10万円	10万円	15万円
	全損・盗難	10万円〜20万円	30万円	20万円〜30万円

※１　お客様ご負担金は損害が確定した段階で先払いとなります。
※２　クレーン部分とバケット部分の破損は補償対象外となります。（修理実費が必要です）
※３　事故発生時のレッカー費用はお客様負担となります。
※４　一事故で対物損害と車両損害が有る場合は両方でご負担金が必要となります。
※５　当社のレンタカーは車両保険に加入しておりません。その為、お客様ご負担金は、
過失割合が有る事故でも相手側から修理代金の全額が補償されない限り必要となります。
（詳しくは営業担当者にお問い合わせ下さい）

レンタカーサポート対象事故

〔対人賠償責任サポート〕

レンタル車両を通常の運転中に、第三者（他人）に対して発生した損害に対し、
負担すべき法律上の賠償責任（対人賠償で定める補償範囲内）の補償を受けられます。

〔対物賠償責任サポート〕

レンタル車両を通常の運転中に、第三者（他人）の財物に対して発生した損害に対し、
負担すべき法律上の賠償責任（2,000万円限度となります）の補償を受けられます。

〔搭乗者傷害サポート〕

レンタル車両の正規の乗車装置に通常乗用中の方が事故によって死亡されたり、
身体に後遺障害または傷害を被ったときに補償されます。
傷害時は保険会社が定めた給付金支払い基準（定額）に従い補償されます。
（注 治療費実費は補償されません）

〔車両サポート〕

①レンタル車両を通常の運転中に発生した事故による損害
②レンタル車両を保管中及び使用中における火災による損害(地震を原因とする火災を除く)
③レンタル車両を保管中及び使用中における風水災による損害
④レンタル車両を保管中及び使用中における盗難による損害
⑤レンタル車両を保管中及び使用中におけるいたずらによる損害

**※ 通常の運転中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での運転中に発生した事故であり
故意又は、無理な運転により発生した事故については通常運転中の事故とはなりません。**

レンタカーサポート対象事故例

①交差点内を青信号で直進した際、右折してきた対向車と接触し、双方破損してしまった（対物賠償/車両サポート）
②雨天高速道路走行中、わだちにハンドルをとられ側壁に接触し、車体を破損させてしまった（車両サポート）
③車両走行中、飛び出してきた通行人と接触しケガを負わせてしまった（対人賠償サポート）

レンタカーサポート対象外事故

〔対人・対物賠償責任サポート対象外〕

①賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害（対物賠償２０００万円限度）
②事故を起こした人と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合
③ユーザー（お客様）の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害
④運転者の会社(ＪＶ及び共同作業従事者・元請け及び下請けを含む)及び個人が所有・使用・管理する財物の破損損害
⑤ユーザー（お客様）の請負っている工事対象物そのものの損害（建築中の建物を破損した等）
⑥当事者間のみで示談してしまった場合の賠償金
⑦所轄警察への事故届けがされていない場合

〔搭乗者傷害サポート外〕

①治療に要した実費
②医学的他覚所見のない後遺障害または傷害
③明らかな重過失による後遺障害または傷害
④後遺障害の補償額は、程度により異なります（1,000万円限度）
⑤正規の乗車装置以外（バケット内・荷台等）に乗車中の事故による後遺障害または傷害

〔車両サポート対象外〕

①常識的始業点検を怠った使用によるもの（作業油・オイル・冷却水・安全装置等）
②製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
③車両もしくは車両に付属する機械の能力を超えた使用（クレーンの吊上げ重量制限を越えた等）及び不適当な使用（用途外使用）による損害
④不適当な管理状況（鍵をかけたままでの放置等）での盗難による損害
⑤タイヤ等消耗品、ライト等、荷台及びあおりの単体損害
⑥トランスミッション（変速機）単体の損害
⑦クラッチ板等の磨耗焼付による単体の損害
⑧過積載による事故
⑨許容重量を超えた作業や、高所作業車のブームで鉄骨等を押さえる・支える等の作業で生じた損害
⑩取扱説明書等によらず、作業者が独自に判断した結果生じた破損・事故等（事故が予見できる行為）
⑪ユーザー（お客様）の誤った電気的・機械的操作に起因する損害（エンジンの焼付け等）
⑫欠陥・磨耗・腐食・塩害・さび・かび・虫食い、その他自然の消耗による損害
⑬凍結による損害（凍結によるスリップ事故は除く）
⑭詐欺、横領による損害
⑮所轄警察へ事故届けが出されていない場合
⑯部品の部分盗難（タイヤ・バッテリー・ナンバープレートのみ盗まれた等）
⑰回送費用・入れ替え費用及び転落事故等による車両の引き上げ費用（クレーン代等）
⑱クレーン付車・高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しない事により発生した損害
⑲塗料、生コン、アスファルト等の付着による汚損・溶接等の火花による損害
⑳軟弱地盤でのアウトリガージャッキ下に敷板を使用しなかったことによる損害

※ なお弊社の車両サポートは一般の車両保険の補償内容と相違する場合がございます
（保険会社との車両保険契約が無い為）

レンタカーサポート対象外事故例

①クレーンの格納を怠り、トンネルにクレーン部分をぶつけて破損してしまった
②軟弱地盤において、敷板を使用しなかったために、アウトリガージャッキを破損してしまった
③レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった
④除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号ボタンを破損してしまった
⑤エンジンの不調がわかっていたにもかかわらず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった
⑥レンタル車両のタイヤがパンクしてしまった

動産サポート

レンタル機械(ナンバープレート無しの自走式建設機械も含む)を
使用中に発生した不慮の事故による損害の修理代にご利用いただけます

・お客様ご負担金(免責金)

一部損害	1万円～30万円
全損・盗難	1万円～90万円

※ 盗難の場合は警察への被害届けが必要となります(届出が無いと補償は受けられません)

動産サポート対象事故(補償)内容

①レンタル機械の通常作業中に発生した事故による損害
②レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災による損害(地震を原因とする火災を除く)
③レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難による損害
④レンタル機械の保管中および作業中の現場内におけるいたずらによる損害
⑤レンタル機械の運送中の事故による損害
⑥レンタル機械の保管中および作業中の現場内における風水災による損害

※ 通常作業中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故
故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

※ 盗難とは警察への届出を行い、警察にて盗難事故として受理された事故です

動産サポート対象事故例

①作業中に油圧ショベルが操作ミスで横転し、キャビンを破損してしまった
②施錠管理している現場に置いてある建設機械が盗難されてしまった
③運送中、誤って建設機械を荷台から落としてしまい破損してしまった
④現場で保管していた油圧ショベルが放火され、全焼してしまった
⑤油圧ショベルで作業中、誤ってアームをぶつけていまい破損してしまった

動産サポート対象外事故

①常識的始業点検を怠った使用によるもの(作業油・オイル・冷却水・安全装置等)
②詐欺・横領・強盗等犯人が特定できる犯罪による損害
③不適当な管理状況(鍵をつけたままでの放置等)での盗難による損害
④製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
⑤バケット、ツース等消耗品やライト等の単体損害
⑥凍結による損害(凍結によるスリップ事故は除く)
⑦ユーザー(お客様)の謝った電気的・機械的操作に起因する損害(エンジンの焼付け等)
⑧欠陥・磨耗・腐食・サビ・カビ・虫食い、その他自然の消耗による損害
⑨塗料、生コン、アスファルト等の付着による汚損、溶接等の火花による損害
⑩燃料の種類及び混合比を間違えた事による、エンジンの焼付け損害
⑪所轄警察へ盗難届けが出されていない場合
⑫置き忘れ、紛失による損害
⑬部品の部分盗難(バッテリーのみ盗まれた等)
⑭ガラス・ゴムクローラー・ゴムベルト・タイヤ等の単体破損
⑮船上作業、海上工事、トンネル工事、砕石作業の事故
(船上作業、海上工事以外、盗難は対応可能)
⑯対象外機種の事故
⑰回送費用・入れ替え費用及び転落事故等による機械の引き上げ費用(クレーン代等)
⑱危険行為による損害(事故が予見できる行為)
⑲許容荷重を超えた作業や、高所作業台のブームで鉄骨等を押さえる・支える等の作業で生じた損害
⑳無資格・無免許での事故

動産サポート対象事故例

①クレーン仕様油圧ショベルでの吊上げ荷重オーバーにより、アームを破損してしまった
②クレーン仕様でない油圧ショベルで吊上げ作業を行い、アームが曲がってしまった
③油圧ショベルで作業中バケットで自機のガラスのみ破損してしまった
④油圧ショベルのバケットで杭打ち作業を行い、シリンダーが曲がってしまった
⑤台風が来ることがわかっていたにもかかわらず回避義務を怠った為に風水災事故が発生した

賠償責任サポート

レンタル機械を使用中に第三者に損害を与え法律的に
損害賠償請求が発生した時にご利用いただけます
(ナンバー無しの自走式建設機械に限る)

賠償責任サポート(補償)内容

対人賠償	1名	1億円
	1事故	3億円
対物賠償	1事故	2,000万円

・お客様ご負担金(免責金)

対人賠償	10万円
対物賠償	10万円

賠償責任サポート対象事故例

レンタル機械での作業中の操作ミスが原因で、第三者に発生した損害により負担すべき
法律上の賠償責任(賠償責任補償で定める範囲内)の補償を受けられます

注①お客様及びお客様の現場において同様の保険に加入されている場合は、お客様の保険の優先使用を前提にさせていただきます
注②人身事故の場合、自動車保険・自賠責保険・労災保険・労災上乗せ保険の優先使用を前提にさせていただきます
注③示談につきましては、必ず弊社とご相談の上、お客様で進めていただきます。弊社へ届出無しに示談された場合、補償できない場合がございます
注④対物賠償費用については、お客様にて立替支払後、お客様ご負担金を控除した金額をご返金いたします

賠償責任サポート対象事故例

①油圧ショベルを操作中に通行人に接触し、重傷を負わせてしまった
②油圧ショベルで旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけて破損させてしまった
③水道工事以外の現場で油圧ショベルにて掘削中、誤って地中の水道管を破損してしまった
④クレーンで旋回中、誤って電線に触れ、切断してしまった

賠償責任サポート対象外事故

①賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害（対人賠償1億円・対物賠償2,000万円限度）
②事故を起こした人と死傷した被害者が父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合
③ユーザー（お客様）の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害※
④同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合（他社の自動車を破損した等）
⑤ユーザー（お客様）の請負っている工事対象物そのものの損害（建築中の建物を破損した等）
⑥ユーザー（お客様）が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害
⑦地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う
　イ）土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れによる地上の工作物（収容物等含む）、
　　　植物および土地の損害について負担する損害賠償責任
　ロ）土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物、
　　　その収容物もしくは土地の損壊について負担する賠償責任
⑧ナンバープレートが付いていない建設機械等での公道自走中の事故
⑨重大な法令違反によって生じた損害
⑩間接損害（休業損害・遅延損害等）

※ 他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象とはなりません

賠償責任サポート対象外事故例

①強風によりハウスが転倒し第三者の車が破損
②事故を起こした人と死傷した被害者が会社同僚の場合
③油圧ショベルが転倒し、作業現場前のレストランの入口をふさいでしまい、休業損害を求められた
④油圧ショベルで下請けのダンプに残土の積み込みを行っていた際、誤ってダンプのボディを破損させてしまった

万が一事故が発生した時には

・負傷者がいる場合は、まず救護を第一に行って下さい
・交通事故の時は、二次事故を防ぐため車両を安全な場所に移動させて下さい
・交通事故は必ず警察へ届出して下さい。
（人身事故の場合は人身事故扱いの届出も必要となります）
・事故の大小にかかわらず営業所にご連絡下さい。また、事故報告用紙を記入後、弊社営業所にＦＡＸ下さい。

事故報告書記入の際は

・相手側の住所・氏名・連絡先（携帯も）・登録番号をご記入下さい。
・過失割合が生じる場合は事故状況を詳細にご記入下さい。
・相手側がケガをされている場合は病院名やケガの程度もわかる範囲でご記入下さい。

※当事者間での示談は絶対にしないで下さい。示談内容通りに補償されない場合があります。
※過失割合は保険会社に一任とします。
※個人情報は保険会社に事故報告の為に使用します。

サポート制度共通対象外規定

1･｢サポート制度｣に加入されていない場合
2･被補償者業務に従事中の使用人に対する損害
3･被補償者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定或いは取り決めがある場合、
その約定或いは取り決めにより加重された賠償責任
4･無断で転貸し、発生した損害
5･故意、重大な過失または、飲酒運転･薬物乱用等重大な法令違反による損害
6･詐欺･横領･強盗等犯人が特定できる犯罪による損害
7･戦争･変乱･暴動･労働争議等によって生じた災害や、闘争行為･自殺行為または犯罪行為
8･差押え･徴発･没収･破壊等、国又は公共団体等の公権力の行使によって生じた損害
9･じんあい･騒音･核汚染等によって生じた損害
10･有害物質(アスベスト等)飛散による損害
11･水没･埋没等で現物の回収が困難であり、実損害が確認できない場合
12･地震･噴火･津波によって生じた損害
13･風水災事故が予見できたのに回避義務を怠った事による損害
14･置き忘れ･紛失等による損害
15･事故に関わる間接損害　※
16･常時地面に接する部分の損害
17･燃料物質等により生じた損害や傷害
18･レンタル機械及び車両を無断で改造又は装置取り付け等を行った場合や、行ったことによる事故の損害
19･弊社｢建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書｣の条項に違反して使用された場合による事故
20･車両系運転技能講習修了資格･運転免許証を有しない者の運転操作による事故の損害
21･事故発生時の連絡が遅延した時、サポート制度の補償が受けられない場合があります
22･日本国外で発生した、等

※ 事故発生時のレンタル機械及び車両の入替費用、代替レンタル機械及び車両レンタル料金、
事故レンタル機械及び車両修理期間休業補償費用や、事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等

サポート制度の規定は都合上、予告無く変更する場合がございます。ご了承ください。